

I. 工場立地法とは

工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められたものです。
一定規模以上の工場(特定工場)の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率が定められており、工場の新設・変更を行う際は事前の届出が必要です。

❖ 工場立地法の対象

特定工場	業種	<ul style="list-style-type: none">❖ 製造業❖ 電気供給業（水力、地熱、太陽光を除く）❖ ガス供給業❖ 熱供給業
	規模	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上のいずれかに該当するもの

1. 特定工場新設(変更)届出

工場立地法第6条1項、第8条

届出対象	特定工場の新設・変更を行うとき
変更届出の対象	<ul style="list-style-type: none">① 生産施設を増設するとき② 敷地面積が増加または減少するとき③ 緑地等の環境施設面積が減少するとき
変更届出の対象外	<ul style="list-style-type: none">① 生産施設の撤去② 修繕に係る生産施設面積の変更で、30 m²未満のもの③ 1階建の工場を2階建て以上にする場で、水平投影面積の変更が少ないもの④ 生産施設をそのままの状態に移設する場合
規制の内容	<ul style="list-style-type: none">① 生産施設面積率の制限：業種によって、敷地面積の 30～65%② 緑地面積率：20%以上③ 環境施設(緑地含む)の面積率：25%以上④ 周辺部に配置した環境施設(緑地含む)の面積率：15%以上
届出の時期	工事着工の90日前まで（30日前までの短縮申請あり）
届出の部数	正本1部
様式	様式第1 特定工場新設(変更)届出書 様式B 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書

2. 特定工場（氏名・住所）変更届出書

工場立地法第 12 条

届出対象	特定工場新設（変更）届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更したとき
届出の内容	① 商号の変更 ② 本社所在地の変更（※代表者の変更の場合が該当しない）
届出の時期	遅延なく
届出の部数	正本 1 部
様式	様式第 3 氏名(名称・住所)変更届出書

3. 特定工場承継届出書

工場立地法第 13 条 3 項

届出対象	特定工場新設（変更）届出をした者の地位を承継したとき
届出の内容	① 届出に係る特定工場の譲受人、借受人 ② 届出をした者の相続人（個人の場合） ③ 届出をした者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人(法人の場合)
届出の時期	遅延なく
届出の部数	正本 1 部
様式	様式第 4 特定工場承継届出書

4. 特定工場廃止届出書

工場立地法運用例規集 2-1-1-17

届出対象	特定工場を廃止するとき
届出の内容	① 特定工場の設置者の氏名又は名称及び住所 ② 特定工場設置の場所 ③ 特定工場における製品 ④ 特定工場の敷地面積及び建築面積 ⑤ 廃止後の敷地利用の予定
届出の時期	遅延なく
届出の部数	正本 1 部
様式	特定工場等施設廃止届